二十八　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

二十九　平成十八年総務省告示第二百四十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二五の項を削る。

三十　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八五の項を次のように改める。

八五	削除

第一項の表一六〇の項を次のように改める。

一六〇	削除

三十一　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一六一の項を次のように改める。

一六一	削除

第一項の表一八八の項を次のように改める。

一八八	削除

三十二　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四五二の項を次のように改める。

452	削除

第一項の表六〇三の項を次のように改める。

603	削除

三十三　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九〇の項を次のように改める。

90	削除

第一項の表一六七の項を次のように改める。

167	削除

第四項中「電力供給業務用」を「電気供給業務用」に改める。

三十四　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表二六の項を次のように改める。

26	削除

三十五　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五一の項を次のように改める。

51	削除

三十六　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表七の項から一〇の項までを削る。

三十七　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九八の項を削る。

○財務省　農林水産省　経済産業省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十二年十二月財務省農林水産省経済産業省告示第十号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十三年三月二十三日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　国際的な金融秩序の混乱に関する事案（第三条―第九条）
第三章　災害等に関する事案（第十条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　国際的な金融秩序の混乱に関する事案

二　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口に係る事案及び次に掲げるもの

イ　霧島山（新燃岳）噴火に関する特別相談窓口に係る事案

ロ　平成二十三年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口に係る事案

三　内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策がとられる事案であって、次に掲げるもの

イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口に関する事案

ロ　建築関連中小企業者対策特別相談窓口に関する事案

ハ　ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ニ　事故米転用問題に関する中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ホ　ＳＦＣＧ関連特別相談窓口に関する事案

ヘ　高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口に関する事案

ト　新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

チ　口蹄疫に関する中小企業支援対策特別相談窓口に関する事案